

国家外汇管理局上海市分局  
关于在中国(上海)自由贸易试验区  
临港新片区开展外债登记管理改革试点的通知  
上海汇发〔2020〕26号

上海市各銀行：

为落实《国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知》(汇发[2019]28号),便利非金融企业跨境融资,经总局批准,国家外汇管理局上海市分局(以下简称“上海市分局”)在中国(上海)自由贸易试验区临港新片区开展外债登记管理改革试点,允许符合条件的企业开展一次性外债登记业务。现将《非金融企业外债登记管理改革试点业务操作指引》(详见附件)印发实施,请遵照执行。

上海市分局负责具体实施试点,并对试点业务开展事中事后监测和业务核查。各银行应完善相关内控制度,加强对分支机构的培训指导,严格按照规定为试点企业办理相关业务,做好政策宣传,密切关注政策执行情况及市场反响,并及时向上海市分局报告重大和异常情况。具体业务办理过程中如遇问题,请及时与上海市分局联系。

联系电话: 58845930, 58845317。

特此通知。

附件:非金融企业外债登记管理改革试点业务操作指引

国家外汇管理局上海市分局  
2020年6月4日

国家外貨管理局上海市分局：  
中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアにおける  
外債登記管理改革試行の実施に関する通知  
上海匯発[2020]26号

上海市各銀行：

《国家外貨管理局：クロスボーダー貿易・投資利便化のさらなる促進に関する通知》(匯発[2019]28号)を実行し、非金融企業のクロスボーダー融資を利便化するため、総局の批准を経て、国家外貨管理局上海市分局(以下、上海市分局)は、中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリアにおいて外債登記管理改革試行を行い、条件に合致する企業が一括外債登記業務を行うことを許可する。ここに《非金融企業外債登記管理改革試行業務オペレーションガイド》(付属文書参照)を印刷・公布のうえ実施するので、遵守のうえ執行されたい。

上海市分局は、試行の具体的な実施、かつ試行業務に対する期中事後モニタリングおよび業務検査実施の責を負う。各銀行は、関連内部統制制度を完備し、分支機構に対する研修・指導を強化し、厳格に規定に基づき試行企業のために関連業務を取り扱い、政策の宣伝を適切に行い、政策の執行状況および市場の反響を注視し、併せて遅滞なく上海市分局に重大および異常な状況を報告しなければならない。具体的な業務取扱過程において問題があれば、遅滞なく上海市分局に連絡されたい。

連絡先：58845930、58845317。

特にここに通知する。

付属文書：非金融企業外債登記管理改革試行業務オペレーションガイド

国家外貨管理局上海市分局  
2020年6月4日

<p>附件</p> <p style="text-align: center;"><b>非金融企业外债登记管理改革试点业务操作指引</b></p> <p>第一条 为贯彻落实《国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知》(汇发[2019]28号),便利非金融企业办理外债业务,进一步提高跨境融资业务办理便利化水平,特制定本指引。</p> <p>第二条 本指引所称外债登记管理改革试点,是指符合条件的非金融企业可按照便利化登记程序向国家外汇管理局上海市分局(以下简称外汇局)申请办理一次性外债登记业务。除本指引第五条相关情况外,申请外债一次性登记试点的企业,可以不再办理外债逐笔签约登记。</p> <p>第三条 注册地在中国(上海)自由贸易试验区临港新片区(以下简称新片区)内,且满足以下条件的非金融企业法人(以下简称试点企业),可根据实际融资需求申请办理一次性外债登记业务:</p> <p>(一)成立时间满一年(含)以上且有实际经营业务活动,并已经选择全口径跨境融资宏观审慎管理模式借用外债的企业;</p> <p>(二)近三年无外汇违规行政处罚记录的企业(成立不满三年的企业,自成立之日起无外汇违规行政处罚记录);</p> <p>(三)房地产企业、政府融资平台、融资担保公司、小额贷款公司、典当行、融资租赁公司、商业保理公司、地方资产管理公司等机构,以及选择“投注差”模式借用外债的企业,不适用本指引。</p> <p>第四条 试点企业一次性外债登记额度不得超过其跨境融资风险加权余额上限。</p> <p>试点企业跨境融资风险加权余额上限=净资产*跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。跨境融资杠杆率初始值设定为2,宏观审慎调节参数初始值设定为1。</p> <p>试点企业已经发生跨境融资的,外汇局应在一次性外债登记额度中扣减已逐笔登记的外债签约金额;逐笔登记的外债偿清后,试点企业可向外汇局申请调增一次性外债登记额度。</p>	<p>付属文書</p> <p style="text-align: center;"><b>非金融企業外債登記管理改革試行業務オペレーションガイド</b></p> <p>第一条 《国家外貨管理局:クロスボーダー貿易・投資利便化のさらなる促進に関する通知》(匯発[2019]28号)を徹底・実行し、非金融企業による外債業務の実施を利便化し、さらにクロスボーダー融資業務実施の利便化レベルを引き上げるため、特に本オペレーションガイドを制定する。</p> <p>第二条 本ガイドでいう外債登記管理改革試行とは、条件に合致する非金融企業が利便的な登記手順に基づき国家外貨管理局上海市分局(以下、外管局)への一括外債登記業務の申請・実施が可能なことを指す。本ガイド第五条に関わる状況を除き、外債一括登記試行を申請する企業は、外債一件毎の締結登記を行わなくてよい。</p> <p>第三条 中国(上海)自由貿易試験区臨港新エリア(以下、新エリア)内に登録、かつ以下の条件を充足する非金融企業法人(以下、試行企業)は、実際の資金調達ニーズに基づき一括外債登記業務を申請・実施することができる:</p> <p>(一) 成立期間が満一年(一年を含む)以上かつ実際の経営業務活動があり、すでに全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理モデルを選択して外債を借り入れている企業;</p> <p>(二) 直近3年に外貨規定違反の行政処罰の記録がない企業(設立3年未満の企業の場合、設立日以降に外貨規定違反の行政処罰の記録がないこと);</p> <p>(三) 不動産企業・政府融資プラットフォーム・融資性担保会社・少額貸付会社・質屋業・ファイナンスリース会社・商業ファクタリング会社・地方資産管理会社などの機構、および「投注差」モデルを選択して外債を借り入れている企業には、本ガイドを適用しない。</p> <p>第四条 試行企業の一括外債登記の限度額は、そのクロスボーダー融資リスク加重残高上限を超過してはならない。</p> <p>試行企業のクロスボーダー融資リスク加重残高上限=純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節係数。クロスボーダー融資レバレッジ率の初期値は2、マクロプルーデンス調節係数の初期値は1に設定する。</p> <p>試行企業にすでにクロスボーダー融資が発生している場合、外管局は、一括外債登記の限度額から一件毎に登記した外債締結金額を控除する;一件毎に登記した外債の返済後、試行企業は、</p>
---	--

<p>第五条 试点企业内保外贷项下资金以外债形式调回境内、在境外发行债券、外保内贷履约外债登记的,需到外汇局办理逐笔外债签约登记。外汇局按逐笔登记的签约额相应扣减一次性外债登记额度。</p> <p>第六条 试点企业办理一次性外债登记时,需向外汇局提供以下材料:          (一) 申请书(含基本情况、拟申请一次性登记外债金额、近三年无外汇违规行政处罚记录的情况说明等);          (二) 营业执照;          (三) 最近一期经审计的财务报告。</p> <p>第七条 试点企业办理一次性外债登记后,可在登记额度内凭业务登记凭证在银行办理外债账户开立、外债资金汇出入和结售汇手续。外债资金应按照外债合同和外债管理规定允许的用途使用。</p> <p>试点企业应将所涉相关外债合同、结汇及资金使用等证明材料保存五年备查。</p> <p>试点企业向离岸银行借用的商业贷款视同外债管理。发生提款和还本付息时,试点企业需到外汇局逐笔办理非资金划转类提款、还本付息备案。</p> <p>第八条 银行根据试点企业的申请,审核试点企业提供的外债合同等真实性证明材料后,按规定为试点企业开立、关闭外债账户以及办理外债提款、结汇、购汇、偿还等手续,并留存相关材料五年备查。</p> <p>银行应当建立健全内控制度,按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务,并应加强事后监督,发现异常或可疑情况的,及时报告外汇局。</p> <p>第九条 试点企业按本指引办理一次性外债</p>	<p>外管局に一括外債登記の限度額の増額を申請することができる。</p> <p>第五条 試行企業の「内保外貸(国内保証・国外貸付)」項目資金の外債形式による国内への還流・国外における債券発行・「外保内貸(国外保証・国内貸付)」履行時の外債登記の場合、外管局において一件毎の外債締結登記を行わなければならない。外管局は、一件毎の登記締結額に基づき一括外債登記の限度額から相応して控除する。</p> <p>第六条 試行企業が一括外債登記を行う場合、外管局に以下の資料を提供しなければならない:          (一) 申請書(基本状況・一括登記を申請予定の外債金額・直近3年に外貨規定違反の行政処罰の記録がないことなどの状況説明などを含む);          (二) 営業許可証;          (三) 直近一期の監査済み財務報告。</p> <p>第七条 試行企業は、一括外債登記の手続後、登記限度額内で業務登記証憑に基づき銀行において外債口座の開設・外債資金の出入金および両替手続を行うことができる。外債資金は、外債契約および外債管理規定に基づき許可されている使途に基づき使用しなければならない。</p> <p>試行企業は、外債契約・人民元転および資金使用などに関わる証明資料を検査に備えて5年間保管しなければならない。</p> <p>試行企業がオフショア銀行(OBU)から借り入れた商業貸付は、外債と見做して管理する。引出および元本返済・利息支払が発生する際、試行企業は、外管局において一件毎に非資金振替類引出・元本返済・利息支払備案を行わなければならない。</p> <p>第八条 銀行は、試行企業の申請に基づき、試行企業が提供した外債契約などの真实性証明資料の審査後、規定に基づき試行企業のために外債口座の開設・閉鎖および外債の引出・人民元転・外貨転・返済などの手続を取り扱い、併せて関連証明資料を検査に備えて5年間保管する。</p> <p>銀行は、内部統制制度を構築・整備し、Know Your Customer・Know Your Business・デューデリジェンスの業務実施三原則に基づき全業務フローの真实性およびコンプライアンス性審査メカニズムを完備かつ業務を取り扱わなければならない、併せて事後監督を強化し、異常あるいは疑わしい状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。</p> <p>第九条 試行企業が本ガイドに基づき一括外</p>
---	---

<p>登記后一年内未实际发生外债提款的，外汇局有权将一次性外债登记额度调为零。</p> <p>试点企业当年净资产较上年末经审计的净资产上下浮动超过 20%(含)的，应主动向外汇局报告，申请调整一次性登记外债金额。</p> <p>第十条 外汇局对外债登记管理改革试点业务实施监督管理，跟踪、监测和核查试点业务开展情况。</p>	<p>債登記の手續後一年以内に実際の外債の引出が発生しなかった場合、外管局は、一括外債登記の限度額を 0 に調整する権利を有する。</p> <p>試行企業の本年の純資産が前年末の監査済み純資産から 20% (20%を含む) 超過して上下変動した場合、自主的に外管局に報告し、一括登記の外債金額の調整を申請しなければならない。</p> <p>第十条 外管局は、外債登記管理改革試行業務に対して監督管理を実施し、試行業務実施状況を追跡・モニタリングおよび検査する。</p>
--	--